

防 災 計 画

地 震 災 害 に 備 え て



ふじ自治会 自主防災会

2015 年 4 月

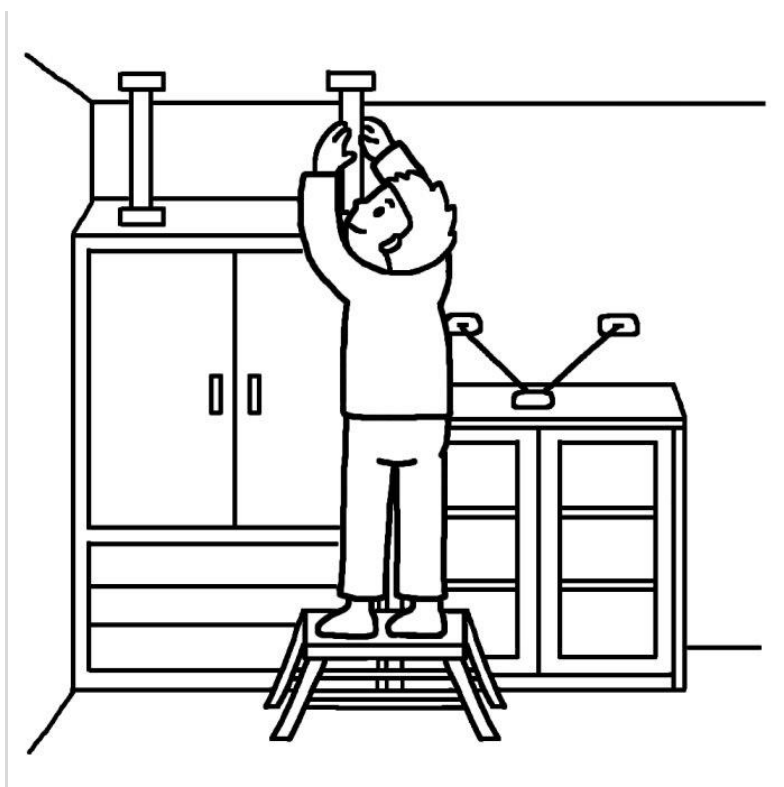
保存版

はじめに

この地域（ふじ自治会）に災害が発生する要因として「火災」と「地震」そして「台風」があると予想するが 地域住民全体が共同して災害に取り組むべく必要が有るのは、防災機関の活動が著しく低下し頼ることができないと想定する「大規模な地震発生直後の応急対策」といえる。これへの対応に焦点を絞り、防災計画を定める。

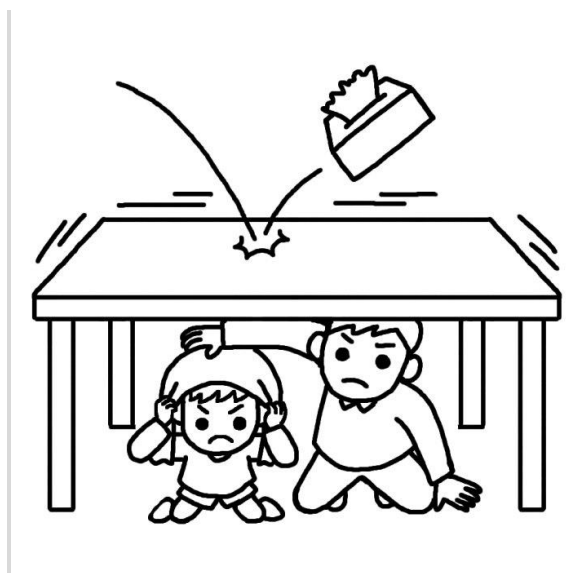
防災の3大鉄則

1. あなたの安全はあなた自身で守りましょう。
2. 家族の安全は家族みんなで守りましょう。
3. 地域の安全は地域ぐるみで守りましょう。



目 次

1. 湘南大庭地区の防災組織と期待する役割	
1.1 3つの防災組織とは	4
1.2 各防災組織に期待する役割について	4
(1). 地区防災拠点本部	4
(2). 避難施設運営委員会	5
(3). 自主防災組織	6
1.3 他の組織への報告, 要請手段について	7
1.4 防災組織間の情報伝達ルートについて	7
2. ふじ自治会の自主防災組織	
2.1 個人の平常時 備え	8
(1). 防災対策	8
(2). 非常持ち出し品の準備	9
(3). 消火器の備え付けと点検整備	10
(4). 飲料水・食糧の備蓄	11
2.2 防災会の平常時備え	11
(1). 救出用資機材の備蓄・管理	11
(2). 各班集合場所・一時避難場所の指定	11
(3). 防災会長および各グループの平常時備え	12
2.3 大地震発生時の個人行動	13
2.4 大地震発生時の防災会行動	14



1.湘南大庭地区の防災組織と期待する役割

藤沢市において震度5弱以上の地震を感知したとき湘南大庭地区には3つの防災組織が立ち上がり、各組織はその期待する役割遂行および組織間の相互連携が図られる計画となっている。

1.1 3つの防災組織とは

湘南大庭市民センターに	地区防災拠点本部
湘南大庭地区内7ヶ所の避難施設に	避難施設運営委員会
自治会・町内会単位に	自主防災組織

(1). 地区防災拠点本部とは

- ・震度5弱以上の大地震発生において、市役所内に災害対策本部が設置される。
- ・その災害対策本部が被害状況等情報の収集、対処指示 および 災害応急活動を行うため、各市民センターに地区防災拠点本部が開設される。

(2). 避難施設運営委員会とは

- ・火災や倒壊などによって住宅を失った住民や帰宅困難となった人が一定期間生活する場となる避難施設が開設される。
- ・施設には円滑な運営を図るため、施設管理者、避難施設従事職員 および 自主防災組織から派遣の避難施設運営担当で構成する避難施設運営委員会が平常時から組織されている。

(3). 自主防災組織とは

- ・大地震が発生した直後の救助活動は個人や家族の力だけでは限界が有り危険や困難を伴う場合がある。
- ・このような時、隣近所である自治会・町内会の人達が結集して互いに協力しながらいち早く救助活動、初期消火活動等を行うための自主的な組織で、平常時から編成されている。

1.2 各防災組織に期待する役割について

震度5弱以上の大地震が発生したとき各防災組織は災害対策本部の指示が無くても自主的にその役割遂行が期待される。

そのため、各防災組織は平常時から役割遂行可能な備えをしておく。その期待する主要な役割について以下に述べる。

(1) 地区防災拠点本部

期待する主な役割	内 容
1. 被害情報の収集	・死傷者, 住居損壊状況, 道路・橋梁損壊状況, 火災発生状況, ライフライン被害, 住民の避難状況など, 藤沢市が県に対して支援要請の判断に必要な情報の収集 - 手段として迅速・詳細に把握できる自主防災組織から報告してもらう ・収集した情報は, 災害対策本部へ報告する
2. 救助、救護活動の要請	収集した被害情報 あるいは 自主防災組織からの支援要請を受けて災害対策本部 あるいは 近隣の自主防災組織へ支援を要請する
3. 安否情報の収集	・避難行動要支援者の安否確認 ・住民の安否情報 ↓ これらは, 自主防災組織から報告を受ける
4. 避難行動要支援者等の保護	避難施設での生活困難者を保護する
5. 生活必需物資, 飲料水の配給	・給水場所は, 原則として地区防災拠点本部と避難施設 ・在宅の避難行動要支援者には備蓄の生活必需物資, 飲料水の配給を予定している ・各避難施設から支給要請される食糧, 生活必需物資は要請数量を集計し, 災害対策本部へ支給要請する
6. 災害救援ボランティアのコーディネート	・ボランティアコーディネーターによる「湘南大庭サテライトセンター」の開設 ・被災者などからの支援要請に対し, ボランティア派遣の調整を行う

(2) 避難施設運営委員会

期待する主な役割	内 容
1. 生活場所の提供	・避難施設運営委員会が運営する。 ・運営委員会には運営規約に基づき自主防災組織からも要員を派遣
2. 飲料水, 食糧, 生活必需物資の提供	・在宅被災者へも要請により支給 ・避難者分 + 在宅被災者分を 地区防災拠点本部へ支給要請する ・避難者用として必要資材が入手できれば炊き出しを行う

3. 避難者へトイレの提供	次のトイレを提供する ・避難施設内の平常時に指定してあるトイレ ・マンホール型トイレ ・組立式トイレ(車イス用など)
4. 生活情報, 復旧情報の提供	避難者に対して ・自力再建に向けての情報収集と提供 ・生活物資情報, 風呂の開設情報, ライフライン 復旧情報など避難者の必要とする情報の提供 自主防災組織に対して ・定期的に情報交換会を行い, 地区防災拠点本部 からの情報の提供 および 収集などの窓口

(3) 自主防災組織

期待する主な役割	内 容
1. 出火防止・初期消火	火災を発生させない, 延焼させない
2. 被害状況の把握 ↓ 自力避難困難者の救出救護 ↓ 地区防災拠点本部へ 被害状況報告	1. 安否確認 ⇒ それによって要救助者把握と 救出活動 2. 被害状況によって地区防災拠点本部へ救助・ 救援要請 3. 負傷者の応急手当 ⇒ 重傷者は救助要請か 医療施設へ搬送 4. 被害状況把握 ⇒ 地区防災拠点本部へ報告 ・住居損壊状況 (全壊・半壊・一部損壊棟数) ・安否未確認者数 ・火災発生状況 ・ライフラインの状況 ・道路, 橋梁の損壊状況
3. 避難行動要支援者の避難 支援	避難が必要な状況時では避難の支援
4. 避難誘導	火災発生状況により, 広域避難場所へ避難誘導
5. 一時避難解除の判断	火災発生などの緊急性が無い場合, 避難解除可 否を判断 但し, 余震の状況に留意
6. 避難施設運営に参画	避難施設運営担当者は避難施設へ出向
7. 支援要請の受諾	地区防災拠点本部から支援要請が有った場合, 可能な状況なら支援要請を受諾する
8. 飲料水, 食糧, 生活必需 物資の支給要請	在宅被災者からの支給要請を集計し, 避難施設 運営委員会へ支給要請
9. 情報の収集・伝達	・市からの情報は避難施設において避難施設従 事職員から収集 ・ラジオなどからの情報収集

1.3 他の組織への報告, 要請手段について

自主防災組織から地区防災拠点本部など 外部へ発信する情報は混乱下であることを想定し間違い防止と伝達の確実性から主に書類とし, 送信先に手渡しする。
その書類様式は湘南大庭地区「防災計画」の付録をふじ自治会防災会用として部分的に加工し平常時から想定必要枚数以上を用意しておく。

1.4 防災組織間の情報伝達ルートについて

緊急の情報	「人命救助要請」「消火要請」などの緊急要請 および 市から県へ救援要請判断に必要な情報である「被害状況報告」は書類で ⇒地区防災拠点本部へ
その他の情報	「飲料水・食糧」などの支給要請は書類で ⇒ 避難施設運営委員会へ

2. ふじ自治会の自主防災組織

ふじ自治会の自主防災組織として **ふじ自治会自主防災会** (以下「防災会」という) を組織する。

防災会は人身事故が生じるような大地震の発生を想定して、それに備えて平常時の備えおよび 大地震発生時の行動を計画しておく。

(1). 防災会組織と役割

- ・防災会組織はふじ自治会に加入する世帯をもって構成し、組織と役割についてはふじ自治会自主防災会規約を制定し明確にしておく。
- ・具体的役割はこの防災計画で平常時の備えと大地震発生時の行動を定めておく。

(2). 地震規模と防災会活動

- ・防災会が活動する地震規模は、震度 5 弱以上が防災無線で報じられた時とする。
- ・震度5弱以上の大地震発生においては市役所内に災害対策本部が設置され、各市民センターに地区防災拠点本部が開設される。

(3). 大地震発生時の防災会本部

ふじ自治会内の被害状況を集約するため自主防災会本部を設置する。

その場所として**第一候補はふじ自治会集会所の前庭**とするが、火災発生などの状況によって使用不可の場合は**第二候補として台谷公園**とする。

2.1 個人の平常時 備え

各家庭では以下の (1) ～ (4) 項を平常時から備えておく

(1). 防災対策

家庭内の役割分担	・ 火の始末は誰がするのか ・ 家の中で一番安全な場所はどこか ・ 避難のときの持ち物とその点検は誰がするのか ・ 地震が昼の場合と夜の場合を想定し、行動を決めておく ・ 家族の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこか
火事を出さないために (初期消火は自分達で)	・ 石油ストーブは必ず「対震自動消火装置」の付いたものを使用する ・ 火気の周囲は燃えるものを置かない ・ 消火器を備える ・ 台所、寝室、階段などに火災警報器の取付 ・ もし、火災が発生しても天井に燃え移る前ならあわてないで消火を行う
我が家の点検もう一度	・ 土台、柱、梁などの補強や補修をする ・ 子供部屋、寝室に重量のある倒れやすい家具などはなるべく置かないようにする ・ タンスや本棚は倒れないよう固定しておく ・ 棚など高いところに重いものを載せない

生活必需品の備蓄	・ 医薬品（傷薬、胃腸薬、脱脂綿、包帯、三角巾、はさみ、など） ・ 衣類（下着、毛布、タオル、断熱保温材など） ・ その他（携帯ラジオ、懐中電灯、ローソク、ライター、手袋、ナイフ、缶きり、ポリ袋、ティッシュペーパー、など）
寝室の常備品	・ ガラスの飛散に備えてスニーカー などの 底の厚い履物 ・ 停電に備えて懐中電灯
ガラスの飛散防止	飛散防止フィルムを貼ることで防止できる。
緊急地震速報が出たとき	即時、身の安全を確保。揺れなくても1分程度は身を守る行動をとり続ける。
警戒宣言が発令時	発令されてもすぐに地震が発生するとは限りません。冷静にラジオ・テレビで正しい情報確認をする。

(2). 非常持ち出し品の準備

火災の発生で延焼の可能性が有るなどで広域避難場所へ避難しなければならない状況を想定して、避難するときに最初に持ち出すものを平常時に準備しておく。

持ち出し品は多すぎても重たすぎても避難に支障となるので、1人に1個とし、背負える持ち出し袋で男性は15kg 女性は10kg以内が望ましい。

非常持ち出し品の参照リスト

現金	千円札と小銭を用意すると便利
救急薬品	消毒薬、解熱剤、胃腸薬、ばんそうこう、三角巾、マスク、トゲ抜き、常備薬
懐中電灯	停電のときや夜間の移動のときの必需品
非常食	カンパンや缶詰のような保存期間が長く、火を通さなくても食べられるものが便利（缶切りも忘れないで）
飲料水	ペットボトル入りのミネラルウォーターが軽くて便利 スチール缶入りはやや重いが保存期間が長いのが利点
携帯ラジオ	正確な情報を得るために必携（予備の電池も）
衣類	下着、上着、靴下、タオル
その他	手袋、ティッシュ、おしぼり、紙皿、敷物、筆記用具など

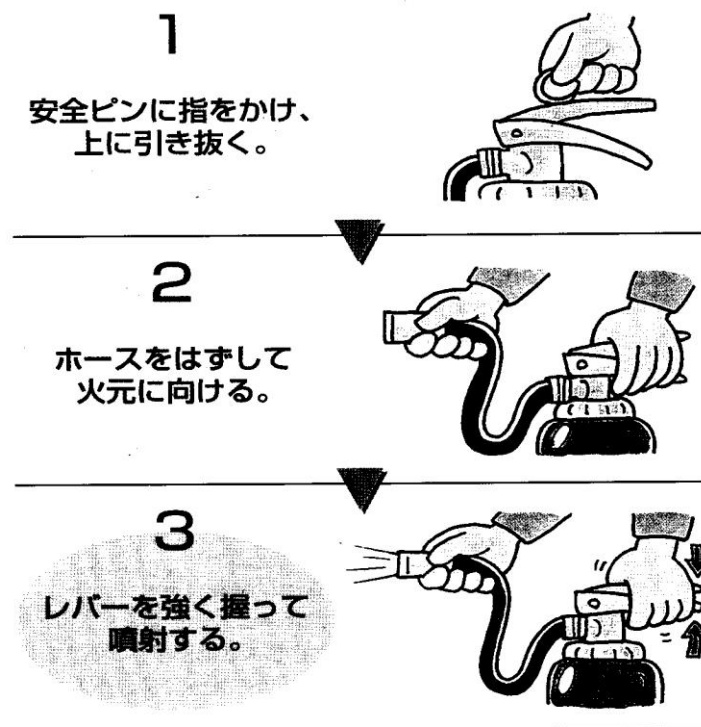
貴重品（印鑑、パスポート、健康保険証、免許証、通帳など）の保管・持ち出しについてはどうするか家族でよく話し合しましょう。

その他、家族によって必要なものを追加してください。

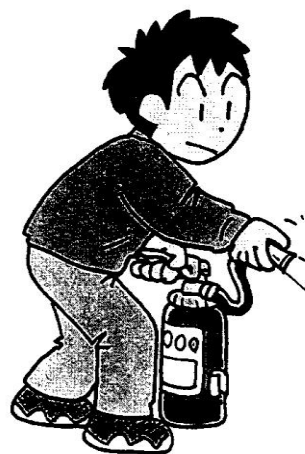
(3). 消火器の備え付けと点検整備

「火災発生時の防災会による消火能力は無力です。初期消火を自分達で」
そのために消火器の備えと点検整備 そして 扱い方を知っておく。

● 消火器の使い方 (粉末消火器・強化液消火器の場合)



● 消火器のかまえ方



● 風上に回り、できるだけ火炎や煙を避けながら消す。

■
● やや腰を落とし、姿勢をなるべく低くかまえる。

■
● 燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。

放射時間は、家庭用で一般的な「粉末 5 型」で
約 14 秒

(4). 飲料水・食糧の備蓄

混乱期である地震発生時から数日間は自活の必要があり、備蓄品を最低でも3日分、できれば7日分を用意する。

飲料水	備蓄量目安は、1人1日3ℓ程度 ペットボトルや缶入りのミネラルウォーターを備蓄。 その他に生活用水としてポリ容器に水道水を溜めておく。 風呂の水も抜かずに溜めておくと良い。
食糧	そのまま食べられるか、簡単な調理で済むものが便利。 アルファ米やレトルトのごはん、保存の利くパン(缶詰などが市販されている) 缶詰やレトルトのおかず類、インスタントラーメン、切り餅、チョコレート、氷砂糖、梅干、インスタント味噌汁、チーズ、調味料など
燃料	卓上コンロ、ガスボンベ、固形燃料 (ガスボンベは多めに用意を)

2.2 防災会の平常時 備え

(1). 救出用 資機材の備蓄・管理

- (1). 個人での備え、避難施設での備え、さらに会員が戸建てであることも十分考慮し、主に救出用資機材を備蓄する。なお、大がかりな資機材の備蓄を検討する場合は大庭地区防災協議会への相談、近隣自主防災会における対応等も参考に進める。
- (2). 救出救護G(グループ)は、毎年「防災の日」に点検整備を行う。
点検結果で補充・更新が必要となった場合の手配および補充・更新費用の予算確保は自主防災会会長が行う。なお、補充・更新にあたっては、今後の必要性を再考し決める。
- (3). 保管場所は自治会集会所前庭の倉庫とする。
- (4). 「備蓄資機材リスト」を別紙1に示す。

(2). 各班集合場所・一時避難場所の指定

大規模な地震発生による避難は、いきなり家から遠くの場所に避難するのではなく、原則として「自治会の各班集合場所」に集合し、人員の確認を行って不明者の有無を把握する。

「自治会の各班集合場所」は、各班にて相談し指定することとする。
候補として各班の一番西側(地番50XX-1)近辺の場所を想定。

また、避難施設へ避難を希望する者は避難誘導Gの指示に従い「一時避難場所＝1班～7班:地番5072-1近辺、8班～14班:地番5075-1近辺」へ避難する。

但し、指定した場所の付近で火災が発生している状況時は臨機に場所変更する。

藤沢市の指定するふじ自治会の「広域避難場所」および 住居を失った場合に仮生活する「避難施設」は下表の場所である。

広域避難場所	芙蓉カントリー	大火災が発生した場合にその輻射熱から身を守るために避難する場所
避難施設	藤沢西高等学校 * (小糸小学校)	家が倒壊した場合、焼失した場合の当面の生活の場として避難する施設

* 藤沢西高等学校が建て替え工事の間は暫定的に小糸小学校とする。

(3). 防災会長 および 各グループ(G)の平常時備え

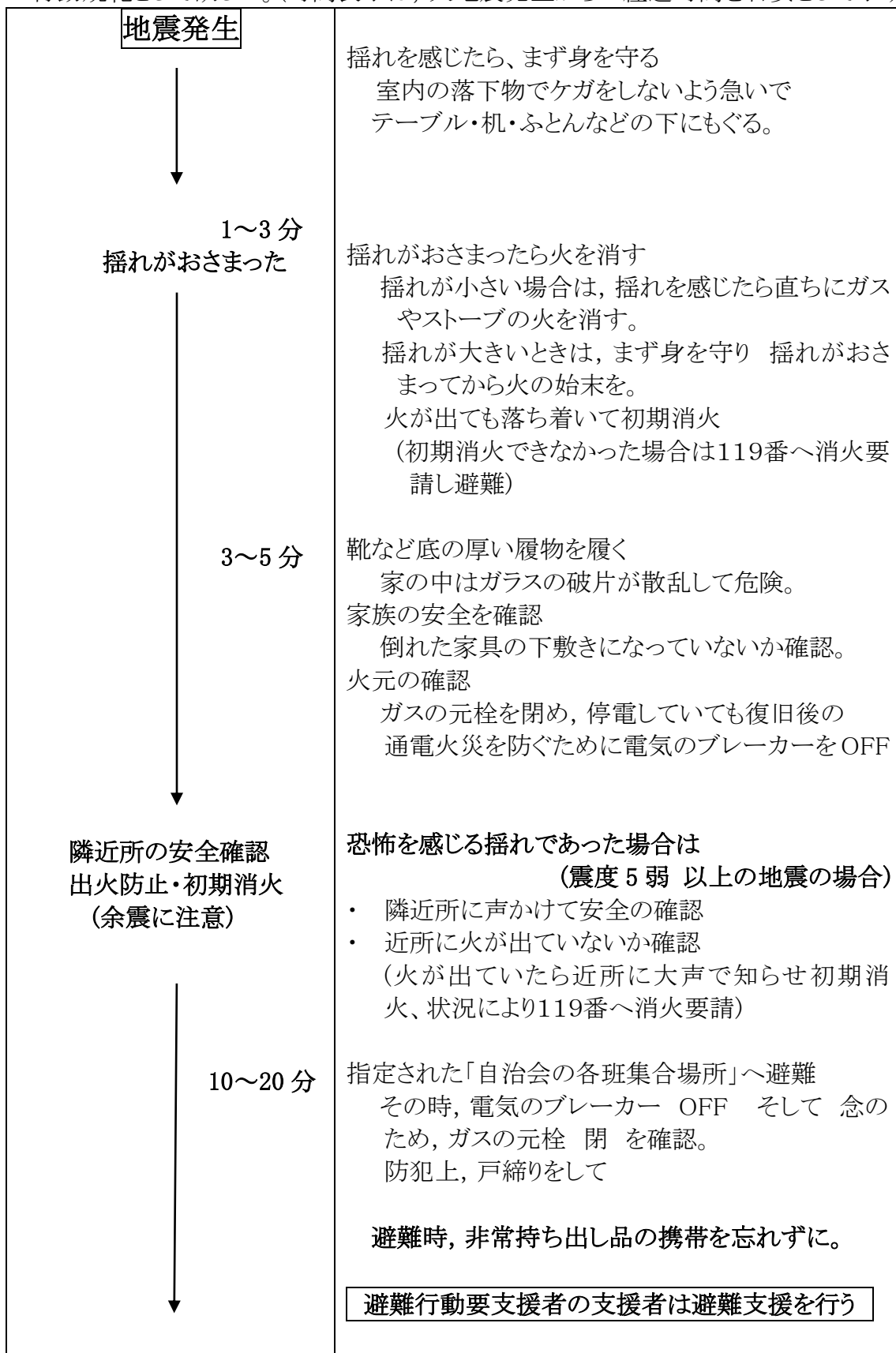
自主防災会長 および 各G担当者は平常時において下表の役割を遂行しておく。

防災会長 副防災会長	1. ふじ自治会自主防災会規約の管理 2. ふじ自治会自主防災計画の管理 3. ふじ自治会自主防災会組織の編成 4. 備蓄防災資機材の管理、購入予算の確保 5. 避難行動要支援者の把握と支援プランの作成 6. 避難行動要支援者に対する支援者の依頼 7. 湘南大庭地区防災協議会への参画 8. 湘防災様式 3「被害状況報告」の保管 9. 湘防災様式 10「救出支援要請」の保管 10. 防災倉庫の鍵保管
救出救護G	1. 防災資機材の定期点検・員数確認・防災倉庫の鍵保管 2. 湘防災様式 2「人命救助依頼表」の保管
避難誘導G 兼 食糧物資受入G	1. 避難施設への複数避難経路の把握 2. 当該班の家族状況をできるだけ把握 (時間帯による在宅人数、留守の状況、避難行動要支援者など) 3. 湘防災様式 1「情報記録用紙」保管と世帯主名に変更が生じた場合は修正 4. 湘防災様式 4「在宅被災者用 飲料水・食糧・物資の配給依頼伝票」の保管
情報収集G	1. 湘防災様式 5「安否未確認者届出」の保管 2. 湘防災様式 6「一時転居届出」の保管
避難施設運営G	平常時における任務は特にありません 災害発生による避難施設開設時の任務は以下のとおり 藤沢西高避難施設運営規約 第 8 条により下記の役職を毎年持ち回りで担当する。会長および副会長と 7 班(総務班、名簿班、食糧班、物資班、救護班、衛生班、情報広報班)。各班の任務は藤沢西高避難施設運営規約 第 10 条及び別表 2 を参照

2.3 大地震発生時の個人行動

大地震が発生した場合、何をすればよいのか

在宅者を対象とした個人の行動を時間の経過とともにシミュレーションした。いざという時の行動規範として欲しい。(時間表示は、大地震発生からの経過時間を目安として示す)



	情報収集G	救出救護Gからの救出支援要請 および 担当区域内の出火の有無を 防災会長へ報告のため、情報把握の 後に記入済みの湘防災様式 1「情報記 録用紙」を持って自主防災会本部へ出 向
	防災会長・副会長	救出救護Gから救出支援要請が有った 場合、状況把握後 湘防災様式 10「救出 支援要請」を発行し、情報収集Gに地区 防災拠点本部へ支援要請するように指 示する
		被害状況を把握し、地域内外での火災 発生状況から広域避難場所への避難 要否を判断、情報収集Gを経由して避 難誘導Gへ指示を出す

火災発生などの緊急性が生じていない場合

大地震発生 ～60 分	防災会長・副会長	避難解除可否を判断する
	救出救護G	重傷者が発生して 119 番不通の場合は 湘防災様式 2「人命救助依頼表」に状 況を記入し、地区防災拠点本部へ救助 依頼するか 負傷者を最寄りの医療機関あるいは 北医療センターへ搬送する
	避難施設運営G	避難施設開設のため避難施設へ出向
	情報収集G	地区防災拠点本部へ被害状況を湘防 災様式 3「被害状況報告」で報告

大地震発生 ～4 時間	情報収集 G	避難施設運営委員会から発信される情報の把握と住民へ広報
	防災会長・副会長	避難施設開設後に避難施設生活希望者の引率
		地区防災拠点本部から他の自主防災組織への支援要請があった場合、可能な状況なら支援要員を派遣する

大地震発生 ～24 時間	食糧物資受入 G (避難誘導 G が兼務)	在宅被災者からの 飲料水・食糧・物資の支給要請把握 湘防災様式 4「飲料水・食糧・物資の配給依頼伝票」に記入し、避難施設運営委員会に支給要請
	防災会長・副会長	避難施設運営委員会と生活情報、復旧情報などの情報交換会を定期に行う (内容によっては自治会長も出席する)
	情報収集 G	住民に安否未確認者が有る場合、湘防災様式 5 に記入してもらい避難施設運営委員会へ提出

大地震発生 ～48 時間	情報収集 G	住民が一時転居で留守となる場合、その転居先を湘防災様式 6「一時転居届出」に記入してもらい自治会会長へ提出
	食糧物資受入 G	避難施設運営委員会から配給の飲料水・食糧・物資の受取りと在宅被災者へ配給
	防災会長・副会長	必要があれば避難施設運営委員会と連携してボランティア派遣要請および受入れをする

大火災発生により広域避難場所への避難指示が出た場合

大地震発生 ～60 分	避難誘導 G	避難誘導 G 員は、避難者を引率して広域避難場所へ移動する その場合の避難経路は避難誘導 G 員が決める
	情報収集 G	救出救護 G が災害現場に出向している場合は撤退を指示し、確認後に広域避難場所へ出発したことを防災会長に報告 自身も避難する
	防災会長・副会長	可能な状況なら 地区防災拠点本部へ被害状況および広域避難場所へ移動することを湘防災様式 3「被害状況報告」で報告する

